

一般社団法人

函館鍼灸マッサージ師会

定款

一般社団法人函館鍼灸マッサージ師会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人函館鍼灸マッサージ師会と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道函館市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、あん摩マッサージ指圧・鍼・灸術（以下、「鍼灸マッサージ」という）に関する学術及び技術の向上を推進し、良質かつ適正な鍼灸マッサージの施術の普及に努めるとともに、道民その他関係方面に対し、鍼灸マッサージについての正しい知識の普及及び啓発事業を行い、もって公衆衛生の向上並びに、健康増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 鍼灸マッサージに関する学術及び技術向上、振興発展と良質かつ適正な提供についての調査研究及び研修等に関する事業
- (2) 鍼灸マッサージの普及啓発に関する事業
- (3) 視覚障害を持つあん摩マッサージ指圧師、鍼師、灸師（以下、「あはき師」という）に対する鍼灸マッサージに関する情報伝達、就労等の支援に関する事業及び鍼灸マッサージの奉仕活動や講演会の実施事業
- (4) 療養費の適正な運用を図るための研修・講習・相談会等の事業
- (5) その他、この法人の目的を達成する為に必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人であって、次条の規定により、この法人の会員として入会した者をもって構成する。

(1) 正会員

北海道全域に在住するあはき師であって第3条の目的に賛同し、この法人の事業に積極的に参加・協力する為に入会した者とする。

(2) 学生会員

北海道全域に在住するあはき師養成校に在籍している者であって第3条の目的に賛同し、この法人の事業に参加・協力する為に入会した者とする。

(3) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、社員総会において会員であることを承認された個人及び団体。

(4) 名誉会員

鍼灸マッサージの発展、又はこの法人の事業に顕著な功績があった者で名誉会員として理事会の承認を受けたもの。

2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）の社員とする。

(入 会)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、総会において別に定める入会金を添えて入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員にあつては、入会した時及び毎年、総会において別に定める入会金及び会費を、それ以外の会員にあつては、毎年、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。ただし、理事会が傷病、その他やむを得ない事情がある時と認めた会員については、入会金又は会費を減免することができる。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。また、退会に際しては本法人の会員としての身分を表す物件を返還しなければならない。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において正会員の半数以上であつて、正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議により、除名することができる。この場合において、当該会員に対し、総会の日から1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。

(2) 総会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡したとき。

(4) この法人が解散したとき。

(会費等の不返還)

第11条 資格を喪失した会員が既に納入した会費その他の金品は返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。この総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) 入会金及び会費の額

(8) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、定時会員総会及び臨時会員総会とし、定時会員総会は、毎事業年度の終了後三か月以内に開催し、臨時会員総会は必要に応じて開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったとき。

(議 長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会

員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第19条 総会に出席できない会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を提出して、他の会員を代理人としてその議決権を代理行使させることができる。この場合に行使された議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

(報告の省略)

第21条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上10名以内
- (2) 監事2名以内

2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長、3名から5名までを常任理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 理事のうち、理事のいずれか1名及びその配偶者又は三親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の三分の一を超えてはならない。

(役員選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業

務を執行し、副会長及び常任理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で支給することができる。

(取引制限)

第29条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に関する取引。

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引。

(3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引。

(責任の一部免除)

第30条 この法人は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、法人法第114条に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常任理事の選定及び解職
(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第37条 資産は会長が管理しその管理方法は理事会の定めるところによる。

(経費の支弁)

第38条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同

様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (剰余金の不分配)

第42条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

第10章 その他

(委任)

第47条 この定款の施行について必要な事項は、理事会（総会に関するものについては総会）の決議を経て別に定める。

第11章 附 則

(最初の事業年度)

第48条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第49条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(設立時社員の氏名及び住所)

第50条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

氏 名	住 所
宍戸 尚	函館市堀川町8番1号
臼井 登	函館市海岸町7番6号
三浦 維子	函館市鍛冶1丁目7番1号
山本 眞喜子	函館市川汲町582番地
稲尾 仁	函館市日吉町3丁目7番6号
高橋 和弘	函館市昭和1丁目26番26号
岡本 浩	函館市榎本町12番23号
濱田 郁夫	瀬棚郡今金町字今金430番地の5

(設立時の役員)

第51条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事	宍戸 尚、臼井 登、三浦 維子、山本 眞喜子 稲尾 仁、高橋 和弘、岡本 浩
設立時代表理事	宍戸 尚
設立時監事	濱田 郁夫